

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	教育委員会事務局 総務部 文化財保護課 (06-6208-9169)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	博物館に相当する施設の指定
概要	本市の区域内に所在する博物館に相当する施設の指定に係る審査基準について次のように定めます。
根拠法令等 及び条項	○博物館法(昭和26年12月1日 法律第285号。最終改正は令和4年4月15日 法律第24号) 第31条 ○博物館法施行規則(昭和30年10月4日 文部省令第24号。令和5年2月10日 文部科学省令第2号) 第24条
審査基準	1. 設置者 ○法第31条第1項にいうものであること ○当該施設の設置者が、その設置する博物館について法第19条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でなく、かつ、その設置する施設について法第31条第2項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと（施行規則第24条第1項第1号） 2. 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制 ○博物館の登録基準に準じる 3. 学芸員その他の職員の配置 ○博物館の登録基準に準じる 4. 施設及び設備 ○博物館の登録基準に準じる 5. 開館日数 ○1年を通じて100日以上開館すること（施行規則第24条第1項第6号）
標準処理期間	60日。 ・ただし、処理に異例な事務を要する事態が発生した場合は、当該日数を超えて処理することができる。この場合においては、その旨及びその理由等を申請者に通知しなければならない。 ・標準処理期間には、次の期間は含まないものとする。 (1) 申請に不備のある場合の補正に要する指導期間及び申請書返却期間 (2) 申請の途中で、申請者が自ら申請内容を変更するために要する期間 (3) 登録審査のために必要な書類または資料を追加することとなった場合、これに要する期間 (4) 当該申請のために申請者が他の手続きを必要とする場合、その手続きに要する期間 (5) 公聴会の開催等利害関係者の意見聴取（行政手続法第10条）に要する期間
経由日数	なし
提出先	教育委員会事務局 総務部 文化財保護課
提出時期	随時
提出方法	以下の書類を教育委員会事務局総務部文化財保護課まで2部、提出してください。 ・博物館に相当する施設の指定申請書 ・施行規則で定める添付書類 ・その他大阪市教育委員会が定める書類
手数料	なし
相談窓口	教育委員会事務局 総務部 文化財保護課
ホームページ	
備考	